

使いこなして何ぼ!!のISO

…ISOコンサルティングの現場から…

第43回 今、面白い検証主任者の資格

(株)ソフィア 平松 徹

1. 検証主任者の資格ご存知ですか

検証主任者という資格がありますが、ご存知でしょうか。東京都が地球温暖化防止のための取組みの一環として、温室効果ガスの排出量の抑制を意図して作られた制度の中での資格です。

東京都にある大きな会社では、昨年度のCO₂の排出量を今年（2009年）の11月2日までに、また今年度については、来年（2010年）の9月2日までに排出量算定報告書を提出しなければなりません。昨年度の分には検証機関による検証を受ける必要はないのですが、本年度分の算定報告書については検証を受ける必要があります。

この検証を担当するのが、検証主任者です。

2. 都内大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度について」

東京都が今回の制度を作った趣旨は、東京都のホームページに載っています（表1）。

1%に満たない大規模事業所のCO₂排出量が全体の40%を占めているということを知ると、この制度は確かに有効かもしれません。新制度の概要は表2に示すとおりです。

3. この制度のターゲットは大きなビルオーナーやそこに入っているテナント事務所

この制度の中で注目すべきは大きなビルのオーナーやそこに事業所を構えている事務所です。そこではかなりの電気が使われています。

表1 東京都ホームページより

現行の地球温暖化対策計画書制度を通じた都の「指導、助言」や「評価・公表」等の仕組みにより、事業所の中には、高効率設備の導入など意欲的な削減対策を計画する事業所も現れてきました。

しかし制度を運用する中で、自主的取組のみを前提とした制度では、今後、大幅なCO₂の削減に必要な基本的なレベルを超えるより踏み込んだ対策の計画化は極めて困難であることも明らかとなりました。

本制度の対象事業所は、都内事業所の1%にも満たない事業所数（約1300）ですが、CO₂排出量の合計は、都内業務・産業部門の約4割を占めているとともに、1事業所あたりの平均排出量は、一般家庭約3300世帯分の規模に相当します。排出量の大きい事業所には、より積極的に削減対策に取り組んでいくことが求められます。

こうした観点を踏まえ、2008年度（平成20年度）の条例改正において、CO₂排出量の大幅な削減を進めていくため、本制度を強化し、大規模事業所に対して温室効果ガス排出量の「総量削減義務と排出量取引制度」を導入することとしました（平成21年4月1日施行、削減義務の開始は平成22年4月1日から）。

「燃料を使ってないから自分は温室効果ガスを排出していない」とはいえません。ビルで使っている電気が温室効果ガスに換算されます。

東京では排出している温室効果ガスは電気での使用が圧倒的に多いのです。



ビルで使われる電気が問題。

4. 温室効果ガス排出量が原油換算で1500klを超えている企業が対象

過去に1年間の温室効果ガス排出量が原油換算で1500klを超えている場合は「指定地球温暖化対策事業所」とされ、3年間の平均の温室効果ガス排出量が原油換算で1500klを超えている場合は「特定地球温暖化対策事業所」とされます。

「特定地球温暖化対策事業所」と指定されると平成22年から平成26年までの5年間で、ビルの場合は8%の削減を実現しないといけません。達成できなければ排出権取引を通じてお金を出して達成しないといけません。

このときに必要になるのが排出量の確定です。企業からの報告は自主的ですが、基準量やその後の排出実績については、正確性が要求されます。それを元にお金の支払いが発生するわけですか

表2 「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の概要

| 1 対象事業所 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|----|--|-------|-----|---|----|-----|------------------------------|----|----|-------------------------|----|
| 対象となる施設 | 温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所 ※燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1500 kl 以上の事業所 | | | | | | | | | | | | | |
| 削減義務者 | 対象となる事業所の所有者（原則） | | | | | | | | | | | | | |
| テナントビルへの対応 | | | | | | | | | | | | | | |
| ビルオーナーを義務対象の基本としつつ、その上で、 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1)全てのテナント事業者に、オーナーの削減対策に協力する義務 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2)一定の規模以上のテナント事業者(延床面積 5,000 平方メートル以上を使用しているテナント事業者又は 1 年間の電気使用量が 600 万キロワット時以上の事業者)には、独自の温暖化対策計画書を作成・提出し、その計画に基づき対策を推進する義務がある | | | | | | | | | | | | | | |
| 2.削減計画期間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 削減計画期間 | 第一計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度 第二計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度 以後、5 年間ごと | | | | | | | | | | | | | |
| 削減義務の開始 | 平成 22 年 4 月 | | | | | | | | | | | | | |
| 3.義務の内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 基準となる排出量に対して、削減計画期間中の排出量を、一定程度以上削減する義務 ※毎年度、前年度の温室効果ガス排出量を知事へ報告（排出量の報告に際しては、知事の登録を受けた検証機関の「検証」を受けることが必要） | | | | | | | | | | | | | | |
| 基準排出量 | 平成 14 年度～平成 19 年度までの間のいずれか連続する 3 か年度の平均排出量から設定する。 ※現行制度期間内に、総排出量を削減した事業所についてはその成果が反映されるよう平成 14 年度～平成 16 年度を選択することが可能 ※3 か年度のうちに、排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合は、その年度を除く 2 か年度とすることができる。 | | | | | | | | | | | | | |
| 削減義務率 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>削減義務率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-1</td> <td>オフィスビル等と地域冷暖房施設 (区分 I-2 に該当するものを除く。)</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>I-2</td> <td>オフィスビル等のうち、地域冷暖房を多く利用している事業所</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>区分 I-1、I-2 以外の事業所 (工場等)</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | | 削減義務率 | I-1 | オフィスビル等と地域冷暖房施設 (区分 I-2 に該当するものを除く。) | 8% | I-2 | オフィスビル等のうち、地域冷暖房を多く利用している事業所 | 6% | II | 区分 I-1、I-2 以外の事業所 (工場等) | 6% |
| 区分 | | 削減義務率 | | | | | | | | | | | | |
| I-1 | オフィスビル等と地域冷暖房施設 (区分 I-2 に該当するものを除く。) | 8% | | | | | | | | | | | | |
| I-2 | オフィスビル等のうち、地域冷暖房を多く利用している事業所 | 6% | | | | | | | | | | | | |
| II | 区分 I-1、I-2 以外の事業所 (工場等) | 6% | | | | | | | | | | | | |
| 4.削減義務の履行手段 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 自らで削減 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○高効率なエネルギー消費施設・機器への更新など | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 他者の「削減量」の取得(排出量取引) | | | | | | | | | | | | | | |
| ○超過削減量：他の対象事業所が義務量を超えて削減した量 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○中小クレジット：都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○都外クレジット：都外の事業所における削減量（一定の制限付き） | | | | | | | | | | | | | | |
| ○再エネクレジット：再生可能エネルギーの環境価値 (グリーン電力証書、生グリーン電力、都の太陽エネルギーバンクなど) | | | | | | | | | | | | | | |

ら、客観的な第三者の検証が必要になります。そのときに必要になるのが検証機関であり、検証主任者です。検証内容は表3のとおりです。

表3 検証業務の流れ

| | 項目 | 内容 |
|---|---------------|---|
| 1 | 検証の計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・利害相反の回避の確認 ・検証業務を行う人員の編成 ・概要把握 ・燃料等使用量に対する検証方式の選択 ・検証計画の作成 |
| 2 | 検証の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・検証チェックリストを用いた検証 ・排出量検証実施報告書を用いた検証 ・(検証機関による質問) |
| 3 | 検証結果のとりまとめと報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・検証結果のとりまとめ ・検証結果の品質管理手続及び検証報告書の確定 ・検証結果報告書の提出 |

表4 検証主任者登録の業務経験

| 登録区分 | 新規登録 | 更新 |
|---------------------------------|--|---|
| 特定温室効果ガス 年度排出量 (特定ガス・基準量) | <p>登録を申請した日から過去 3 年以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。</p> <p>(経過措置として 2010 年 3 月 31 日の登録申請分までについては、5 件以上であること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度における同登録区分での検証担当者としての業務 ・省エネルギー診断業務 ・ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務若しくは検証業務 ・試行排出量取引スキーム、国内クレジット(国内 CDM) 制度、環境省自主参加型国内排出量取引制度若しくはオフセット・クレジット(J-VER) 制度における検証業務 | <p>登録を申請した日から過去 3 年以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度における同登録区分での検証主任者等としての業務 |

(登録区分には他に4つありますが、上記のものがメインの資格です)

5. 検証主任者の業務内容、登録要件

この検証主任者になるには、一定の業務経験と東京都の講習会を終了することが必要です。まず、一定の業務経験は表4のとおりです。

6. 講習会を終了するのが難しい

そしてもうひとつの要件である講習会を受講し、終了することが実はとても大変なのです。受講は朝10時に始まり、夕方4時頃に終わります。

私が受講したときは、講師は三菱総研の若手コンサルタントで、今回の制度に深くかかわった方で、なかなかわかりやすい講義で、ポイントを押

えたものでした。

事前にかなり勉強して参加しましたが、その知識の整理にとっても役に立ちました。会場は東京都庁のすぐ近くの工学院大学の大学大教室で500人定員でしたが、満杯で、狭い10人横並びの固定机で中に入るとトイレにもなかなか立てないので、かなりきついものでありました。

しかし受講しただけではダメで、終了試験に合格しなくては講座を終了したことにはなりません。

その試験、合格がとても難しい。なかなか手ごわい試験でした。30分で15問、つまり1問2分です。30分があつという間にたつてしまいました。しかも合格ラインは80%です。

試験問題は5肢択一で、正しいものを選ばせるものと、間違っているものを選ばせるものの二つの

形式がありました。

試験問題はすべて回収されてしまいますので、どのような問題かは正確には思い出さないので、イメージを持ってもらうために、覚えている範囲で1問だけご紹介します。

| |
|--|
| <p>排出量算定の資料として適当でないものをひとつ選びなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ガス会社のメーター検針伝票 ②電力会社の「電気使用量のお知らせ」 ③燃料購入時の領収書 ④熱供給業者から発行される使用量のお知らせ ⑤(エネルギー) 管理会社が発行した月次使用燃料集計証明書 |
|--|

これは排出量の算定報告書が正しく算定されているかどうかを検証するときに、燃料などの使用量

表5 平成21年9月15日現在、東京都に登録されている検証機関（東京都ホームページより）

| | 検証機関 | 特定ガス・基準量 | その他ガス削減量の検証 |
|----|---------------------------|----------|-------------|
| 1 | テュフズードジャパン株式会社 | | ○ |
| 2 | ビューローベリタスジャパン株式会社 | ○ | |
| 3 | 財団法人日本品質保証機構 | ○ | ○ |
| 4 | 株式会社イーアンドイープランニング | ○ | |
| 5 | アイ・ビー・テクノス株式会社 | ○ | |
| 6 | 株式会社マネジメントシステム評価センター | ○ | ○ |
| 7 | 日本検査キューエイ株式会社 | ○ | ○ |
| 8 | 株式会社トーマツ審査評価機構 | ○ | ○ |
| 9 | KPMGあずさサステナビリティ株式会社 | ○ | |
| 10 | 社団法人日本能率協会 | ○ | ○ |
| 11 | 財団法人建材試験センター | ○ | ○ |
| 12 | ロイドレジスタークオリティアシユアランスリミテッド | ○ | |
| 13 | 株式会社日本スマートエナジー | ○ | |
| 14 | 株式会社パデセア | ○ | ○ |

を確認する際の問題です。表6 検証機関の検証区分別の検証内容

その裏づけ書類として、適切なものでないものを選ばせるものです。

正解は⑤なのですが、この問題は比較的簡単でした。このあたりを30秒くらいでクリアして説明が長文の問題や、内容的に少し細かいわかりづらい問題をじっくり考える時間を確保することが必要です。

問題がすべて回収されてしまいますので、過去問題を解くこともできないし、なかなか取組みが難しいですね。とにかく東京都から出されているガイドラインをまとめるとか、自分で問題を作って練習するとか、かなり勉強をしないと合格しない試験であることは間違いありません。

7. 検証機関は今のところ14機関

しかし、この検証主任者の資格を取ると仕事につながることは間違いのないと思います。

都内1300社については必ず検証機関の検証審査が必要ですし、検証主任者もそこで必要になります。その検証機関ですが、現在登録されているのは表5のように14機関です。

検証内容は表6のとおりです(表6のほかに「基準量・都内外」「電気等環境価値保有量の検証」「優良事業所

| 区分名称 | 検証内容 |
|-------------|---|
| 特定ガス・基準量 | ・毎年度の特定温室効果ガス排出量の検証 ・既に削減義務制度の対象要件を満たしている事業所に関する基準排出量の検証 |
| その他ガス削減量の検証 | その他ガス削減量を削減義務の履行に充てる場合の検証 |

(上記のほかに「基準量・都内外」「電気等環境価値保有量の検証」「優良事業所基準への適合の検証(第一区分事業所)」「優良事業所基準への適合の検証(第二区分事業所)」の4つの区分があるがまだ東京都では受付を行っていません。21年度末までに受付実施の予定。)

事業所基準への適合の検証(第一区分事業所)」「優良事業所基準への適合の検証(第二区分事業所)」の4つの区分があるがまだ東京都では受付を行っていません。21年度末までに受付実施の予定。)

8. 今後この制度広がりそう…

この制度今は東京都のみですが、温暖効果ガス排出抑制に有効な制度だけに今後他の道府県に早晚広がること



が予想されます。そのときのためにも、今から検証主任者の資格に挑戦されることお勧めします。

1

執筆者

平松 徹(ひらまつ とおる)
中小企業診断士 品質ISO主任審査員 環境ISO主任審査員
<http://www.iso-hiramatsu.jp>
e-mail:to@iso-hiramatsu.jp